

令和4年12月14日提出

令和4年12月市議会定例会発議案

(発議案第8号)

木更津市議会

令和4年12月市議会定例会発議案目録

| 発議案番号 | 件名 | 頁 |
|--------|---------------------------------------|---|
| 発議案第8号 | 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |

発議案第8号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月14日

| | | | |
|-----|----------|----|----|
| 提出者 | 木更津市議会議員 | 斉藤 | 高根 |
| 賛成者 | 同 | 鶴岡 | 大治 |
| 賛成者 | 同 | 永原 | 利浩 |
| 賛成者 | 同 | 渡辺 | 厚子 |
| 賛成者 | 同 | 國吉 | 俊夫 |
| 賛成者 | 同 | 大村 | 富良 |

木更津市議会議長 重城 正義 様

提案理由

令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、木更津市議会議員の期末手当の支給率を改定するため、関係条文の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年木更津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

- 2 第1条の規定による改正前の木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。